

当面のITER計画への取組みについて

〔平成17年7月1日
ITER計画関係
閣僚による会合〕

6月28日に開催されたITERのサイト決定のための6極閣僚級会合において、6極代表が署名した共同宣言（以下「共同宣言」という。）及び日欧が合意したホスト国と非ホスト国の役割分担に関する共同文書（以下、「共同文書」という。）に基づき、わが国の役割と責任を適切に果たすとともに、欧州との協力を確実に実行するため、当面以下の方針で取り組む。

1. ITER建設

ITER協定の交渉

共同宣言に基づき、国際機関となるITER機構の設立等のためのITER協定に関する6極交渉を精力的に実施し、本年度内目途に交渉の完了を目指す。

欧州からの優遇措置の実施

共同文書に基づき、我が国が欧州から得る優遇措置（調達枠と職員枠のそれぞれ10%割譲等）に関し、具体的な実施方法等について早急に日欧協議を開始する。

ITER機構長の指名

ITER機構の正式な発足を待つことなく、暫定的に機構長を早期に指名する必要があるため、わが国からの確な候補者を推薦し、欧州の支持を得て機構長のポストを得られるよう努力する。

本部機能の一部設置

わが国への本部機能の一部設置の問題はITER協定に係る交渉の中で具体的な内容を明らかにし、合意する。

2. 幅広いアプローチ

具体的な研究プロジェクトの選定

具体的な研究プロジェクトについては、共同文書の内容及び国内外の核融合研究の動向を踏まえ、文部科学省において速やかに選定し、欧州と確認する。^(注)

実施場所の選定

幅広いアプローチの実施場所については、具体的な研究プロジェクトの選定作業と並行して、これまでの経緯をふまえ、まずは青森県と相談してその意向を確認し、適切に選定する。

日欧間の取決めの締結

幅広いアプローチの実施のため、日欧間の具体的な協力方法、役割分担等を定める取決めに締結すべく、早急に日欧協議を開始する。

(注) 共同文書にある候補プロジェクトは、昨年1月6極の専門家が共同作業した結果、核融合実用化のために有意義なものとして決定されたもの